

令和4年
8月版

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度ってなあに？

75歳以上の方が **安心して** 医療を受けられる
ように国民全体で支えあう医療制度です。

1 対象となる方(被保険者)

75歳以上の方はすべてです。

- 75歳の誕生日当日から対象となります。
- 65歳以上75歳未満の方で一定の障がいがある方も対象となります。
(※障がい認定を受けるには、申請が必要です。)

なお、社会保険等から後期高齢者医療制度の被保険者となられた方で、これまで配偶者等を扶養しておられた場合は、その被扶養者の国民健康保険等への加入手続きが別途必要です。

国民健康保険へ加入される方は、お住まいの市役所・町役場の国民健康保険加入窓口へ、又は他のご家族の扶養となり、社会保険へ加入される方は、ご家族が勤めている事業所へご相談ください。



2 被保険者証(保険証)

一人ひとりに保険証を交付します。

- 被保険者となる方には、75歳の誕生日を迎える前に保険証を交付します。
- 毎年8月1日に更新します。

令和4年度は、2回(1回目：7月、2回目：9月)
保険証を送付します。

- 大切に保管し、お医者さんを受診するときは**必ず窓口**に提示してください。
- 紛失された場合は、お住まいの市役所・町役場の後期高齢者医療担当窓口で再交付の手続きをしてください。
- マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました。ただし、カードを読み取る機器(カードリーダー)を設置している医療機関に限ります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 令和 4年 9月30日	
被保険者番号 12345678	みほん
住 所 長崎市栄町4番9号	
氏 名 広域 太郎	性 別 男
生年月日 昭和 9年 1月 1日	資格取得年月日 平成21年 1月 1日
発効期日 平成21年 1月 1日	交付年月日 令和 4年 8月 1日
一部負担金の割合	1割
保 険 者 番 号 39420005	
保 険 者 名 長崎県後期高齢者医療広域連合	

{ 1回目：8月1日からの保険証：桃色
2回目：10月1日からの保険証：緑色
大きさは名刺サイズ(54mm×86mm)です。

長崎県後期高齢者医療広域連合

お医者さんを受診したときは、
医療費等の一部が自己負担となります。

●自己負担割合 1割・2割又は3割（現役並みの所得がある方）

1割

課税標準額が145万円未満（同じ世帯の被保険者全員が145万円未満）であって、2割負担の要件に該当しない被保険者

2割

（令和4年10月開始）

課税標準額が28万円以上145万円未満であって、その被保険者の年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（被保険者複数の世帯は合計して320万円以上）である被保険者及びその世帯に属する被保険者

3割

課税標準額が145万円以上の被保険者及びその世帯に属する被保険者

※課税標準額とは、住民税申告における所得金額から所得控除を差し引いたものです。

ただし、下記の①～③に該当する場合は特例で1割または2割（注）になります。
（①、②について収入額が公簿等で確認できない場合は、申請が必要となります。）

- ①世帯内の被保険者が1人の場合は、その方の収入額…………… 383万円未満
※383万円以上の方であっても、世帯内に70歳から74歳までの方がいる場合、
被保険者とその方の収入合計額…………… 520万円未満
- ②世帯内に被保険者が2人以上の場合、その収入合計額…………… 520万円未満
- ③昭和20年1月2日以降生まれの被保険者及びその世帯に属する被保険者の旧ただし書き所得（総所得金額等－基礎控除額）を合算した額が210万円以下である被保険者
- （注）1割か2割かの判定については、年金収入＋その他の所得金額により決定します。

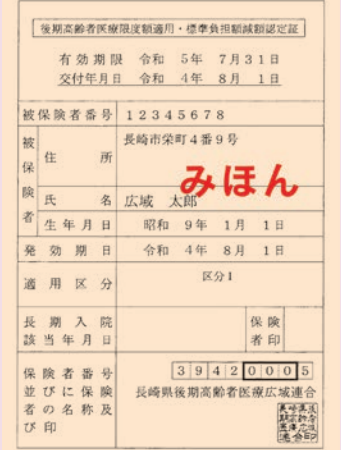
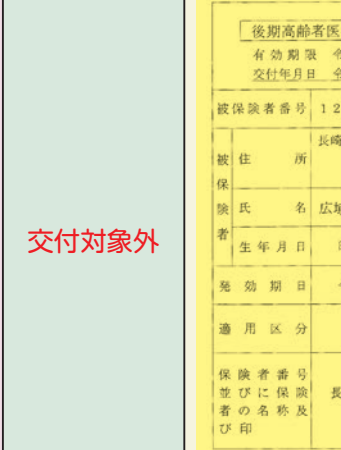
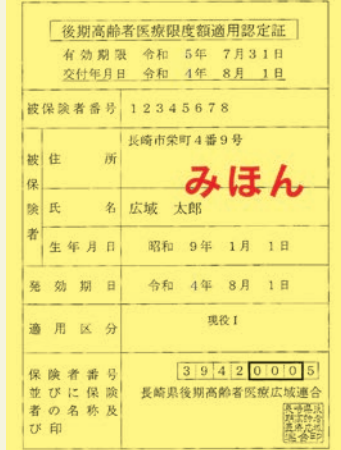
特定疾病療養受療証について

- 厚生労働大臣が指定する特定疾病（※注）の場合、「特定疾病療養受療証」をお医者さんの窓口で提示することで、医療機関ごと（入院・外来別）のひと月の自己負担限度額は、1万円となります。
- 後期高齢者医療制度に加入する前に受療証をお持ちの方も含め、受療証の交付には、申請が必要となります。お住まいの市役所・町役場の担当窓口で申請してください。（有効期限はありませんので、紛失された場合は市役所・町役場で再交付の手続きをしてください。）
- （※注）先天性血液凝固因子障害（血友病）の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症

後期高齢者医療特定疾病療養受療証	
交付年月日 令和 4年 8月 1日	
認定疾病名	人工腎臓を実施している慢性腎不全
被保険者番号	1 2 3 4 5 6 7 8
被保険者住所	長崎市栄町4番9号
被保険者氏名	広城 太郎
被保険者生年月日	昭和 9年 1月 1日
被保険者発効期日	令和 4年 8月 1日
被保険者番号並びに被保険者の名称及び印	3 9 4 2 0 0 0 5 長崎県後期高齢者医療広域連合

大きさは、127mm×91mmです。

●所得区分の判定

負担割合	1割			2割	3割		
所得区分	低所得Ⅰ (区分Ⅰ)※1	低所得Ⅱ (区分Ⅱ)※1	一般 (10月以降一般Ⅰ)	一般Ⅱ (10月開始)	現役並みⅠ (現役Ⅰ)※1	現役並みⅡ (現役Ⅱ)※1	現役並みⅢ
要件	世帯全員が住民税非課税かつ、世帯全員の所得が0円※2	世帯全員が住民税非課税	左記以外の方	課税標準額28万円以上145万円未満かつ 年金収入＋その他の合計所得金額が200万円以上（被保険者複数世帯：合計して320万円以上）	課税標準額145万円以上	課税標準額380万円以上	課税標準額690万円以上
認定証の交付	 大きさは、127mm×91mmです。			 大きさは、127mm×91mmです。	 大きさは、127mm×91mmです。		

- ※1 低所得Ⅰ・Ⅱに該当する方で「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付が必要な方、また、現役並みⅠ・Ⅱに該当する方で「限度額適用認定証」の交付が必要な方は、お住まいの市役所・町役場に申請してください。
認定証を医療機関の窓口で提示すると、自己負担額等が減額されます。（4ページ参照）
なお、マイナンバーカードを利用して受診する場合は、提示不要です。
- ※2 ①年金収入のみの方は、年金収入が80万円以下の方
②年金と他の収入がある方は、

$$(\text{年金収入} - 80\text{万円}) + (\text{年金以外の収入} - \text{必要経費}) = 0\text{円}$$
 年金収入が80万円未満の時は、0円として計算します。

- 低所得Ⅱで、90日を超える入院がある方は、食事代が更に減額される場合がありますので、お住まいの市役所・町役場にお問合せください。
- 後期高齢者医療制度に加入する前に認定証の交付を受けていた方についても、改めて申請が必要です。
- 上記のそれぞれの認定証の有効期限は、毎年7月31日までです。認定証の交付を受けている方で8月更新時において、引き続き交付対象となる方については、お住まいの市役所・町役場から、郵送等により交付します。保険証と一緒に交付しますので、紛失されないようご注意ください。

●自己負担限度額（自己負担限度額・食事代・居住費）



医療費の窓口負担が高額になったとき【高額療養費】・入院時の食事代と居住費
月ごとの医療費が下記の表の自己負担限度額（食事代等の自費分を除く）を超えた場合、超えた額を払い戻します。基本的に初回のみ口座申請が必要です。

負担割合	所得区分		自己負担限度額（月額）		一般病床 精神病床	療養病床	
			外来（個人ごと）	外来＋入院（世帯ごと）	食事代（１食）	食事代（１食）	居住費（１日）
3割	現役並み所得者 （世帯ごと計算のみ）	現役並みⅢ	252,600円 ●医療費が842,000円を超えた場合は、 （医療費－842,000円）×１％を加算 ●（注２）多数回該当の場合140,100円		460円 （注４）	460円 （注６）	370円 （注８）
		現役並みⅡ（現役Ⅱ） （注１）	167,400円 ●医療費が558,000円を超えた場合は、 （医療費－558,000円）×１％を加算 ●（注２）多数回該当の場合93,000円				
		現役並みⅠ（現役Ⅰ） （注１）	80,100円 ●医療費が267,000円を超えた場合は、 （医療費－267,000円）×１％を加算 ●（注２）多数回該当の場合44,400円				
10月開始 2割	一般Ⅱ		18,000円または 6,000円＋（医療費－30,000円） ×10％の低い方を適用（注９） 年間上限額（注３） 144,000円	57,600円 ●多数回該当の場合 44,400円（注２）			
1割	一般Ⅰ		18,000円 年間上限額（注３） 144,000円				
	低所得Ⅱ（区分Ⅱ） （注１）		8,000円	24,600円			
	低所得Ⅰ（区分Ⅰ） （注１）		8,000円	15,000円	100円	130円又は 100円（注７）	

（注１）医療機関窓口でのお支払い金額を自己負担限度額までとする場合、「限度額適用認定証」又は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の提示が必要となります。（マイナンバーカードを利用して受診する場合は、提示不要です。）
（注２）現役並み所得者及び一般の外来＋入院（世帯合算）の自己負担限度額は、過去12か月以内（診療当月を含む。）に３回以上高額療養費が支給されている場合、４回目以降は、各欄記載の負担限度額となります。ただし、一般の外来（個人ごと）のみでの高額療養費が支給されている場合は、回数に含みません。
（注３）基準日（７月31日）において、所得区分が一般又は低所得である被保険者について、１年間（８月１日～翌年７月31日。ただし、負担割合が３割の期間は除く。）の外来療養に係る自己負担額（高額療養費（月額）が支給されている場合は、その額を除く。）の合計額が年間144,000円を超えた場合、その超えた額を支給します。
（注４）指定難病患者や平成28年３月31日時点で１年以上精神病床に継続入院の方で退院するまでの期間は、１食あたり260円となります。
（注５）長期入院とは、入院日数が90日（過去１年間、低所得Ⅱの入院日数含む。）を超える場合で、減額を受けるには長期該当申請が必要です。療養病床については、入院医療の必要性の高い方のみが対象となり、長期該当申請で１食あたり160円となります。
（注６）一部医療機関では、420円となります。指定難病患者の場合、現役並み所得者及び一般の被保険者は、１食あたり260円となります。
（注７）入院医療の必要性の高い方は、１食あたり100円となります。
（注８）指定難病患者の場合は、１日あたり０円となります。
（注９）配慮措置※に伴う計算方法です。医療費が30,000円未満であった場合は、30,000円として計算します。

※窓口負担割合が２割となる方には負担増を抑える「配慮措置」があります
●令和４年10月１日の施行後３年間（令和７年９月30日まで）は、２割負担となる方について、１か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。
●配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

4 給付事業等について

【高額介護合算療養費】

医療保険と介護保険の1年間(毎年8月から翌年7月まで)の合計自己負担額が高額になったとき

お住まいの市役所・町役場に申請することで、定められた基準額を超えた額が払い戻されます。(該当すると思われる方には、申請のお知らせを送付します。)



【療養費】

やむを得ず医療費等を全額自己負担したとき(コルセット等購入、保険証忘れによる受診等)

お住まいの市役所・町役場に申請することで、保険給付分が支給されます。

【葬祭費】

被保険者が亡くなったとき

葬祭を行った方が市役所・町役場に申請することで、葬祭費(2万円)が支給されます。

【第三者行為】

交通事故(自損事故を含む。)等が原因で、保険証を使って治療するとき



病院への申し出とお住まいの市役所・町役場に被害届の提出が必要です。

【新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金】

給与収入がある方が、新型コロナウイルス感染症に感染したときや、その疑いがあるときに仕事を休み、収入が減少したとき

申請方法などについては、お住まいの市役所・町役場または広域連合へお問合せください。
※対象期間は状況により変更される場合があります。

5 保健事業について

①健康診査を受けましょう!

年に1回、**無料**で受けられます。
毎年受診して、ご自身の健康管理に活用しましょう!

②お口“いきいき”健康支援(口腔ケア)事業

お口は、健康の窓口です。お口の中を清潔にし、噛む力、飲み込む力を保つことが、全身の健康につながります。**無料**で受診できます。

いつまでもすこやかな生活を送るために健康診査や口腔ケア事業を活用しましょう!
上記の①及び②については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止又は延期になる場合がありますので、お住まいの市役所・町役場又は広域連合へお問合せください。

6 保険料



保険料は、被保険者一人ひとりに納めていただきます。

●保険料の計算方法

年間保険料
(賦課限度額66万円)

=

均等割額
(被保険者が等しく負担)
49,400円

+

所得割額[※]
(被保険者の所得に応じて負担)
所得割率9.03%

※所得割額……(総所得金額等－基礎控除額43万円)×9.03%
基礎控除額は合計所得金額が2,400万円を超える場合は異なりますが、年間保険料は賦課限度額になります。

●保険料の軽減制度

世帯の所得に応じて保険料が軽減されます。

■均等割額の軽減 ●7割軽減 ●5割軽減 ●2割軽減

■社会保険の被扶養者であった方の軽減

- 所得割額の負担はなく、後期高齢者医療の被保険者になってから**2年間は、均等割額が5割軽減**されます。※7割軽減に該当する場合は7割軽減が優先されます。
- 世帯の所得に応じて、均等割額の軽減に該当する場合があります。

●保険料と医療費の仕組み

全体の医療費

－

皆さまが病院等で支払う額

=

広域連合が医療機関に支払う額
(医療給付費)

費用負担の内訳

後期高齢者の医療給付費のうち**約1割**を皆さまの保険料で負担します。

保険料

約1割

若い現役世代の方が負担します。

約4割

国と県と市町(4:1:1)が負担します

約5割

●保険料の納め方

- 特別徴収 ●年額18万円以上の年金受給者は、年金から保険料が天引きされます。
●介護保険料と合わせた額が年金額の1/2を超える場合には普通徴収となります。
- 普通徴収 ●特別徴収に該当しない人は、口座振替や納付書で市町に納付します。
●新たに被保険者となった方は、全員一定の期間普通徴収となります。
●普通徴収の方は、便利な《口座振替》をご利用ください。
なお、国民健康保険とは異なる保険制度となるため、振替口座は引き継がれません。**改めて、口座振替の手続きが必要です。**

医療費が増加すると皆さまにお支払いいただく
保険料の増加につながります。
同時に現役世代の負担や公費の負担も増えます。
現在の保険制度を維持するためにも、
すこやかな毎日を過ごしましょう。



市役所・町役場へのお問合せ先

市町名	部署名	電話番号
長崎市	後期高齢者医療室	095-829-1139
佐世保市	医療保険課	0956-24-1111（代表）
島原市	保険健康課	0957-63-1111（代表）
諫早市	保険年金課	0957-22-1500（代表）
大村市	国保けんこう課	0957-53-4111（代表）
平戸市	健康ほけん課	0950-22-9124
松浦市	健康ほけん課	0956-72-1111（代表）
対馬市	保険課	0920-58-1579
壱岐市	保険課	0920-45-1157
五島市	国保健康政策課	0959-72-6111（代表）
西海市	長寿介護課・健康ほけん課	0959-37-0011（代表）
雲仙市	総合窓口課	0957-38-3111（代表）
南島原市	健康づくり課	0957-73-6641
長与町	健康保険課	095-801-5821
時津町	高齢者支援課	095-882-3940
東彼杵町	健康ほけん課	0957-46-1202
川棚町	健康推進課	0956-82-3132
波佐見町	子ども・健康保険課	0956-85-2483
小値賀町	住民課	0959-56-3111（代表）
佐々町	保険環境課	0956-62-2101（代表）
新上五島町	健康保険課	0959-53-1111（代表）

お問合せ

長崎県後期高齢者医療広域連合

〒850-0875 長崎市栄町4番9号（長崎県市町村会館5階）

開庁時間：平日8時45分～17時30分 ※土・日・祝日・年末年始は休み

電話 095-816-3930

FAX 095-823-2425



<https://www.nagasaki-kouiki.net>